

2022年12月5日

各 位

住所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
 会社名 GMO インターネットグループ株式会社
 代表者 代表取締役グループ代表
 会長兼社長執行役員・CEO
 熊谷 正寿
 (コード番号 9449 東証プライム)
 問い合わせ先 取締役 グループ副社長執行役員・CFO
 グループ代表補佐 グループ管理部門統括
 安田 昌史
 TEL 03-5456-2555(代)
 URL <https://www.gmo.jp>

決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更について 2022 年 12 月 23 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算期(事業年度の末日)の変更

(1) 変更の理由

当社の決算期(事業年度の末日)は、12 月 31 日としておりますが、事業の繁忙期と決算期の重複を避け、グループ経営管理等における効率的な業務運営と適切な決算開示を推進するため、決算期(事業年度の末日)を 1 月 31 日に変更するものです。

(2) 変更の内容

現在	毎年 12 月 31 日
変更後	毎年 1 月 31 日

進行期であり、決算期変更の経過期間となる第 32 期は、2022 年 1 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日までの 13 か月決算となる予定です。

(3) 今後の見通し

決算期(事業年度の末日)の変更は、2022 年 12 月 23 日開催予定の臨時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

決算期及び剰余金の配当の基準日の変更に伴い、現行定款の一部を変更し、経過措置として新たに附則を設けるものです。

(2) 変更の内容（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
<p>第13条(基準日)</p> <p>1.当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 条文省略</p>	<p>第13条(基準日)</p> <p>1.当社は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 現行どおり</p>
<p>第21条(招集)</p> <p>1.当社の定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>2. 条文省略</p>	<p>第21条(招集)</p> <p>1.当社の定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>2. 現行どおり</p>
<p>第49条(事業年度)</p> <p>当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p>	<p>第49条(事業年度)</p> <p>当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。</p>
<p>第51条(剰余金の配当の基準日)</p> <p>1.当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とする。</p> <p>2. 条文省略</p>	<p>第51条(剰余金の配当の基準日)</p> <p>1.当社の剰余金の配当の基準日は、毎年4月30日、7月31日、10月31日、1月31日とする。</p> <p>2. 現行どおり</p>
<p>(附則)</p> <p>1～2 条文省略</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>3～4 条文省略</p> <p>5.本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>(定款の効力発生日)</p> <p>6.第1条(商号)の変更は、令和4年9月1日に効力を発生する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1～2 現行どおり</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>3～4 現行どおり</p> <p>5.前2項および本項は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>削除</p> <p>(事業年度に関する経過措置)</p> <p>6.第49条(事業年度)の規定にかかわらず、2022年1月1日から始まる事業年度は、2023年1月31日までの13か月間とする。</p> <p>7.前項および本項は、2023年1月31日の経過をもってこれを削除する。</p>

(新設)	<p>(剰余金の配当の基準日に関する経過措置)</p> <p>8. <u>第51条(剰余金の配当の基準日)は、2022年1月1日から始まる事業年度については、変更後の定款を適用する。</u></p> <p>9. <u>前項および本項は、2023年1月31日の経過をもってこれを削除する。</u></p>
------	---

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 2022年12月23日
定款変更の効力発生日 2022年12月23日

以上